

建設コンサルタント業務等 契約事項 新旧対照表

<新>	<旧>
<p>(履行遅滞の場合における損害金等)</p> <p>第 39 条 受注者の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合においては、発注者は、損害金の支払いを受注者に請求することができる。</p> <p>2 前項の損害金の額は、業務委託料から第 35 条の規定による部分引渡しに係る業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、年 <u>2.8</u> パーセントの割合で計算した額とする。</p> <p>3 発注者の責めに帰すべき事由により、第 31 条第 2 項(第 35 条第 1 項又は第 2 項において準用する場合を含む。)の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年 <u>2.8</u> パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。</p> <p>(解除に伴う措置)</p> <p>第 44 条 この契約が解除された場合において、第 33 条の規定による前払金があったときは、受注者は、第 40 条第 1 項又は第 40 条の 2 の規定による解除にあつては、当該前払金の額(第 35 条第 1 項又は第 2 項の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額)に当該前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ年 <u>2.8</u> パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、第 41 条第 1 項又は第 42 条第 1 項の規定による解除にあつては、当該前払金の額を発注者に返還しなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、この契約が解除され、かつ、前条第 2 項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第 33 条の規定による前払金があったときは、発注者は、当該前払金の額(第 35 条第 1 項又は第 2 項の規定による部分引渡しがあった場合は、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額)を前条第 3 項の規定により定められた既履行部分委託料から控除するものとする。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、受注者は、第 40 条第 1 項又は第 40 条の 2 の規定による解除にあつては、当該余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ年 <u>2.8</u> パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、第 41 条第 1 項又は第 42 条第 1 項の規定による解除にあつては、当該余剰額を発注者に返還しなければならない。</p>	<p>(履行遅滞の場合における損害金等)</p> <p>第 39 条 受注者の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合においては、発注者は、損害金の支払いを受注者に請求することができる。</p> <p>2 前項の損害金の額は、業務委託料から第 35 条の規定による部分引渡しに係る業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、年 <u>2.9</u> パーセントの割合で計算した額とする。</p> <p>3 発注者の責めに帰すべき事由により、第 31 条第 2 項(第 35 条第 1 項又は第 2 項において準用する場合を含む。)の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年 <u>2.9</u> パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。</p> <p>(解除に伴う措置)</p> <p>第 44 条 この契約が解除された場合において、第 33 条の規定による前払金があったときは、受注者は、第 40 条第 1 項又は第 40 条の 2 の規定による解除にあつては、当該前払金の額(第 35 条第 1 項又は第 2 項の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額)に当該前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ年 <u>2.9</u> パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、第 41 条第 1 項又は第 42 条第 1 項の規定による解除にあつては、当該前払金の額を発注者に返還しなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、この契約が解除され、かつ、前条第 2 項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第 33 条の規定による前払金があったときは、発注者は、当該前払金の額(第 35 条第 1 項又は第 2 項の規定による部分引渡しがあった場合は、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額)を前条第 3 項の規定により定められた既履行部分委託料から控除するものとする。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、受注者は、第 40 条第 1 項又は第 40 条の 2 の規定による解除にあつては、当該余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ年 <u>2.9</u> パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、第 41 条第 1 項又は第 42 条第 1 項の規定による解除にあつては、当該余剰額を発注者に返還しなければならない。</p>